

- 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ・年次有給休暇の計画的付与制度の導入
  - 社内通知等全従業員に周知した文書の写し等
- その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
  - ・職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組み
  - 取組み実施についての社内通知等全従業員に周知した文書の写し作成した啓発資料、取組結果報告書の写し等

認定基準

8

法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

次世代育成支援対策推進法や、労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの関係法令に違反する重大な事実がないことも、認定を受けるためには必要な要件です。

Question 16 :

認定を受けるには、どのような手続きが必要ですか

Answer

認定を受けるためには、計画期間終了後、都道府県労働局に所定の様式で認定の申請書を提出します。

→認定申請様式は、29ページを参照ください。

認定申請時には、“行動計画そのもの”や“目標を達成したことが証明できる資料”などが必要となります。各申請書類の提出後、基準に適合しているかどうかの審査を経て、認定されることとなります。

- 認定の申請は都道府県労働局に

申請書の様式は、

- ①最寄りの「都道府県労働局」か
- ②厚生労働省(労働局)のホームページからダウンロードして入手できます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/>